

電子マニフェスト情報電子媒体提供サービス実施要領

(目的)

第1条 電子マニフェストシステム（以下「システム」という。）加入規約第4条に規定する加入者（以下「加入者」という。）が多量のマニフェスト情報を保存処理する場合の負担軽減と電子マニフェストの利用を証明するため、加入者が登録又は報告したマニフェスト情報を公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）が抽出し、電子媒体に収録して加入者に提供するサービス（以下「サービス」という。）を実施する。

(サービスの利用者)

第2条 サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、加入者とする。

(サービスの対象となる電子マニフェスト情報)

第3条 利用者が提供を受けられるマニフェスト情報は、利用者が自ら登録又は報告した電子マニフェスト情報とする。

なお、抽出の要件等は、別紙に定めるとおりとする。

(サービスの利用手続き)

第4条

- (1) 利用者は、JWNETポータル申込画面から「電子媒体提供サービス利用仮申込」に必要な事項を入力し、センターに送信、登録する。
- (2) センターは、「電子媒体提供サービス利用仮申込」で指定された条件に基づき、「電子媒体提供サービス利用申込」の「申込状況確認」にマニフェスト抽出件数を表示する。
- (3) 利用者は、「申込状況確認」に表示されたマニフェスト抽出件数を確認し、本サービスを利用することを確定させる。

(提供方法)

第5条 センターは、第4条(3)で確定されたマニフェスト情報を抽出し、別紙に基づき電子媒体に収録し、パスワードを設定した上で提供する。

(再交付)

第6条 利用者は、一度受領した電子媒体について、所定の手数料を支払うことで、再交付を受けることができるものとする。

なお、再交付を受けることができる期間は、初回電子媒体交付日から6ヶ月以内とする。

(収録情報の証明)

第7条 センターは、抽出した電子マニフェスト情報を収録している電子媒体に書換え及

び追記防止の措置をして、電子媒体に証明シールを貼付するとともに、電子媒体の収録内容を記載した帳票を添付する。

(台帳への登録)

第8条 センターは、提供する電子媒体に貼付する証明シールに一連番号を付し、台帳により提供に関する情報を管理する。

(手数料)

第9条 本サービスの利用に係る手数料は、3,850円(消費税込)とする。

2 複製及び再交付に係る手数料は、1,100円(消費税込)とする。

3 手数料の支払いは、電子マニフェストシステム加入規約第15条第3項及び第4項によるものとする。

(収録情報の保証)

第10条 センターは、証明シールが貼付された電子媒体から直接情報を参照した場合において、収録情報が抽出時点におけるセンターに登録されている電子マニフェスト情報と相違ないこと保証する。

利用者が提供された電子媒体の収録情報を別の電子媒体に複製した場合、センターは、複製された電子媒体の収録情報について保証しないものとする。

(免責)

第11条 センターは、提供した電子媒体の収録情報を使用することにより、利用者に直接、または間接的に損害が生じても、一切の責任を負わないものとする。

附則 本要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成18年6月26日から適用する。

附則 この改正は、平成19年11月1日から適用する。

附則 この改正は、平成22年5月4日から適用する。

附則 この改正は、平成26年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成27年5月31日から適用する。(様式に変更、新システムによる手続き変更を反映)

附則 この改正は、平成27年8月17日から適用する。(手数料の支払いを変更)

附則 この改正は、令和元年10月1日から適用する。(手数料の消費税表記の変更)

附則 この改正は、令和4年4月1日から適用する。(手数料の消費税表記の変更、提供方法の変更等)

別紙

電子マニフェスト情報電子媒体提供サービスにおける 抽出情報の提供方式について

1. 対象マニフェスト情報

登録日から5年以内の登録された電子マニフェスト情報とする。

2. 抽出条件

抽出は、次の各項目の単独又は複合条件（AND条件）とする。

(1) 取消区分

- ①取消データ含まない
- ②取消データのみ
- ③指定なし

(2) マニフェスト番号

- ①指定なし
- ②範囲指定
- ③番号指定（最大10件指定）

(3) 日付情報（範囲指定）

- ①指定なし
- ②登録日
- ③引渡し日

(4) 連絡番号（完全一致）

(5) 排出事業場（完全一致）

(6) 廃棄物の種類

(7) 運搬終了報告情報

- ①指定なし
- ②運搬終了未報告
- ③運搬終了報告済み

(8) 処分終了報告情報

- ①指定なし
- ②処分終了未報告
- ③処分終了報告済み

(9) 最終処分終了報告

- ①指定なし
- ②処分終了未報告
- ③処分終了報告済み

3. ファイルレイアウト

別添の「電子媒体提供サービス用ファイルレイアウト」による。

4. 記録形式

データの記録形式は、「CSV」形式とする。

5. 記録電子媒体

記録電子媒体は、「CD-R」とする。

6. 記録電子媒体の改ざん防止

記録電子媒体「CD-R」に書き換え防止の措置を行い、改ざんができない形式とする。

7. 記録電子媒体の提供スケジュール

毎月第1週の金曜日までに申込みを受け付けた分について、翌週金曜日に発送する。